

## 第21回大牟田市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日（月） 午前9時30分から午前11時35分まで
2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第4委員会室
3. 出席委員（9名）

会 長	古賀	正廣
会長代理	石橋	祐一
3番委員	中島	照章
4番委員	梅野	節子
5番委員	鳥越	孝広
6番委員	内野	和幸
7番委員	境	タヅ代
8番委員	松山	規子
9番委員	池端	祥久
4. 欠席委員（0名）
5. 議事日程

審議事項	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	経営基盤強化促進法の規定による許可申請について
議案第3号	大牟田農業振興地域整備計画の変更に関する意見について
議案第4号	「農用地等の区域における農業経営基盤強化の促進に関する計画」に対する意見について
報告事項	
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第18条の規定による許可申請について
報告第3号	非農地証明について
報告第4号	森林化した農地の非農地判定調査結果について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松尾	健一
次 長	野田	稔雄
職 員	堀江	陽子
職 員	福浦	忠紀

農林水産課

職 員	前田	大輔
-----	----	----

議長            それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第21回農業委員会総会を開催いたします。

                  大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員       はい。

議長            それでは、2番委員と3番委員をお願いいたします。

両委員         はい。

議長            なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名しますので、よろしくお願ひします。

各委員         はい。

議長            議事に入ります前に本日の進行についてお知らせします。

                  本日の審議事項第4号は、「地域計画」についての案件となっております。説明の時間も長時間となること並びに農林水産課職員から説明を予定していることから、審議事項第3号の次に報告を終わらせ、休憩を挟んだ後の最後の審議としますのでご了承ください。それでは早速入ります。

### 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長            このことについては、3件の申請がございます。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局         はい。

                  1番は、土地処分の相談から耕作者である〇〇さんへの移転がまとまったもので、同時に解約の提出がございます。

                  2番も、土地処分の相談から現耕作者の〇〇さんは購入辞退をされ、近隣耕作者の〇〇さんとの売買がまとまったものでございます。こちらも同時に解約の提出がっております。

                  3番は、土地処分から隣りで耕作している〇〇さんとの売買がまとまったものでございます。

                  いずれも各項目に該当せず、許可基準を満たしていると思われまふ。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 事務局説明が終わりました。  
次に地区担当委員の意見を伺いたいと思います。  
1番2番は8番委員の担当区域でございますので意見ををお願いします。

8番委員 はい。共に譲受人の〇〇さんは、周辺一帯を耕作されております認定農業者で、規模拡大の意向も聞いております。特に問題はないと思います。

議長 ありがとうございます。  
次に3番案件は、6番委員の担当区域ですので意見ををお願いします。

6番委員 〇〇さんは、すぐ隣でイチゴ栽培の農家で規模拡大意向からの取得ですので、認定農業者でもありますので問題ないと思います。以上です。

議長 意見を終わり審議に入ります。  
意見なりご質問はございませんでしょうか。  
(発言者なし)

議長 ございませんか。

各委員 はい。

議長 無いようですので採決に入ります。  
1番案件に賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
全員賛成で1番案件は許可することに決定します。

議長 続きまして2番案件について賛成の方の挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
全員賛成で2番案件は許可することに決定します。

議長 3番案件について賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
全員賛成で3番案件は許可することに決定します。  
以上で議案第1号を終わり次の

## 議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 このことについては、47件の申請がっております。

なお、37番から47番までは、私に関するものであるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事参与ができないため、その際は退席願います。まず1番から36番までの説明を事務局から願います。

事務局

それでは、新規のものを中心とした説明をさせていただきます。

1番は、所有者の〇〇さんの規模縮小の意向から4年程前に〇〇市での新規就農者へ一部貸出しとなっていました。離農され自作地に戻っておいりました。この度、新たな農家への貸借がまとまったものでございます。

2番は、期間満了による更新ですが、これを機に借手名称を個人から会社へ変更となっているため資料は新規としているものでございます。

3番は、〇〇さんの規模縮小意向からの認定農業者の〇〇さんへまとまったものでございます。解約の提出もあっております。

4番は、兄弟関係にある弟の〇〇さんが貸借関係を整理されるものでございます。併せて、議案第3号の農用地区域へ編入し、改植補助申請を予定されている農地でございます。

5番6番は、期間満了による裏作のみの更新申請でございます。

7番は、昨年、〇〇さんが農作業用倉庫東隣を取得されたことにより、効率的となることから貸借変更でまとまったものでございます。併せて解約の提出もございます。

8番は、自作地を〇〇さんへ新規での貸出しとなるものでございます。

9番は、利用権制度廃止前の更新申請でございます。

10番ですが、上から3筆は利用権制度廃止に伴う期間変更申請ですが、下から2筆は新規の追加分がございますので、規模拡大の記載としているものでございます。

11番から18番までは、利用権制度廃止に伴う貸借期間の変更申請でございます。

19番は期間満了による更新申請でございます。

20番から24番までは、利用権制度廃止での期間変更申請でございます。

25番はイチゴ施設栽培での新規就農でございます。〇〇さんのハウス処分の話から地区推進委員の仲介により、新規就農希望者である〇〇さんとの貸借がまとまったものでございます。営農計画書も提出いただいております。

26番から36番までは、全て農事組合法人への貸借で、実耕作状態だったものを整理されたものでございます。

以上です。ご審議の程よろしく願います。

議長

事務局説明が終わりました。審議に入ります。

何か皆さんからご質問ご意見ございますでしょうか。

6 番委員 いいですか。

議長 6 番委員どうぞ。

6 番委員 25 番の〇〇さんの分ですが、営農計画書を見るとこれでは許可できんですよ。収量と農業所得の動きにマイナスがあったり増える年もあるが、また減ったりと信用性が問題になりますよ。初年度は、市内の反収が5トン位ですからうまくいかないにしろ少ないし、2年目は3.6トンでこれだったら理解できるんですけど。所得欄では、2年目より3年目が大きく下がってますよね。よく読み込まないといけんですけど理解できんですね。

議長 分かりますか。

事務局 原因としては、面積規模を少しずつ増やされること。そして、補助金が3年あること。そして、設備投資もされるということが原因かと思われませんが、それ以上の詳しい説明は現時点ではできません。

議長 生産量が少ないので本当に大丈夫かという疑問は持ちますね。

6 番委員 収穫量については極端に厳しい数字を使ってあるように思いますね。

事務局 認定新規の目標である5年目は4.5トンとなっております。

議長 これは平均より少ないくらいだから納得できる数字です。

事務局 この件ではこれ以上説明できる情報を持っておりませんので、もしよければ、この後、農林水産課の説明を受ける案件がございますので、その際に説明を受けることとし、この案件のみを保留とすることでのご検討を議論いただければと思います。

議長 それでは、最初にお話ししましたが、休憩を挟んだ後に地域計画の審議説明を農林水産課から受けるようにしておりますので、その際に、この件について説明を受け判断したいと思いますのですが、皆さんよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それではそう致します。  
この問題となっている案件以外で質問はございますか。  
(発言者なし)

議長           ごさいませんか。

各委員       はい。

議長           無いようですので審議を終わり採決に入ります。  
25番を除いた1番から36番までを一括採決としてよろしいでしょうか。

各委員       はい。

議長           それでは25番を除いた1番から36番までを許可することに賛成の方の挙手を求めます。

                  (全員賛成)

                  全員賛成で、25番を除く1番から36番までを許可に決定します。

議長           次に37番から47番案件に入りますので私は退席し、以後の進行は2番委員にお願いします。

                  —会長退席—

2番委員       それでは、会長を代理として私が議事進行を行います。  
37番から47番案件について、事務局から説明をお願いします。

事務局       はい。37番は、米作の表のみを期間借地設定でございます。現在、ふるさと納税品として〇〇が買い上げ販売されておりますが、生産から直接手掛けるということでございます。

                  38番は、〇〇さん規模縮小で昨年期間満了後、耕作者不在となっていた場所を新たに耕作されるものでございます。

                  39番から47番までは、全て利用権制度廃止に伴う貸借期間の変更申請でございます。このため、全て解約の提出があっているものでございます。以上です。ご審議の程よろしくをお願いします。

2番委員       それでは審議に入ります。ご質問ご意見はございませんか。

                  (発言者なし)

                  無いようですので審議を終わり採決に入ります。

                  37番から47番までの案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

                  (全員賛成)

                  ありがとうございます。

                  37番から47番までの案件は全員賛成で許可することに決定します。

                  それでは、会長の入室をお願いします。

－会長の着席－

会長の案件は許可に決定しました。

2番委員 会長に関する案件が終了しましたので、議事進行を会長と交代します。

議長 以上で議案第2号を終わり次に

### 議案第3号 大牟田市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 農用地への編入申請が2筆あっております。実質、弟さんがミカン園を管理されておりましたが、改植補助を申請するにあたり農用地青地であることが条件であるため、利用権の貸借申請と編入申請になったものでございます。

農用地とすることについて意見のご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 改植補助を受けるため、白地から青地へ編入したいとのことですが、意見はございますか。

(発言者なし)

無いようですので採決に入ります。

意見なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

ありがとうございました。

全員賛成で意見なしに決定します。

次は最初に申し上げましたとおり議案第4号は最後とし、先に報告へ入ります。

### 報告第1号 農地法第18条第6号の規定による通知について

議長 このことについて事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。1番は、市街化区域の農地で三方が宅地で水はけが悪く湿田のため解約されるものです。

2番は、残存小作地ですが、体調不良により解約されるものです。

共に後の耕作者が決まっていない農地になりますが、条件等から耕作者は難しいかと思われる場所でございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。

議長 無いようですので次に進みます。

#### 報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。全て3条申請、利用権申請による解約となっており、後の耕作者が未定のものでございます。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。  
無いようですので次に進みます。

#### 報告第3号 非農地証明について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 1番、3番は、市街化区域での地目整理のためものでございます。  
2番は、自宅建て替えに伴い地目が農地であったため申請となったもので、地域の委員2名にご確認いただいたところでございます。

議長 何かご質問はございませんか。  
無いようですので次に進みます。

#### 報告第4号 森林化した農地の非農地判定調査結果について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 この1月に実施しました甘木山周辺での山林化した農地調査の結果がまとまりましたので報告いたします。

すでに土地所有者へは、非農地決定通知書を送付しており、併せて、登記地目の変更をお願いしているところでございます。

このため、所有者からどうしたらよいかと相談があった場合は、登記地目を変える時に必要だから大事に保管していただくことと早めに地目変更を法務局で行うようご案内をお願いいたします。以上です。

議長 何かご質問はございませんか。  
無いようですので次に進みます。  
それでは、ここで休憩としますが、この部屋の時計で現在10時22分程ですので10時30分まで休憩とします。

— 休憩 —  
—農林水産課職員入室—

議長 それでは時間になりましたので再開します。

#### 議案第4号 「農用地等の区域における農業経営基盤強化の促進に関する計画」に対する意見について

議長 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。地域計画については、法的に令和7年3月末までに策定することとされており、これまで地域座談会での意見等を踏まえ、この度、農林水産課より案が示されております。

当委員会に対して、この案に対する意見を求められているため、審議をいただくものでございます。地域計画数は6地区となっており、それぞれの計画書を別添でお配りしているところです。以上です。

議長 お聞きのとおり、地域計画案に対する意見が求められております。  
本日は、座談会等の農業者意見を踏まえながらも、補助金等の関係性も交えた案の説明をいただくため、農林水産課担当職員にお越しいただいておりますので説明を受けたいと思いますのでよろしくをお願いします。

担当職員 はい。農林水産課の前田でございます。よろしくお願い致します。  
早速、説明に入らせていただきます。資料4をご覧ください。  
この度の地域計画の案についての考えをとりまとめたものですので、こちらの説明をまず行い、その後、各地域については掻い摘んで説明したいと思います。  
まず、1の農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく計画で、これを地域計画と言われております。この中では、計画書及び農地1筆毎に名前を記載した目標地図で構成されております。  
次に、2の地域計画の指定メリットですが、農地の賃貸借で農地中間管理事業を活用することができます。さらに農業委員会の要請があれば地域計画の区域外であっても利用することは可能です。  
そして、国等の補助金についてですが、この地域期計画内の土地であれば、優

先順位を決める際のポイントに加算されるものが増えると考えられます。

3の指定の考え方ですが、(1)にありますように市内の全ての農用地としております。そして、(2)の大牟田南部の白地ですが、集積率の高い地域も含めることとしているところです。

4の地域計画に位置付けるものとしては、ご覧のように(1)から(3)までの農業者としております。なお、地図等は7年3月末で決定しますが、その後、貸借等により耕作したい方が出てきた時点で地図修正と位置づけを随時整理し、追加していくこととしているものです。

それでは、具体的に地区毎に説明させていただきます。

(6地区の地域計画資料を読み上げ)

公告縦覧が終わりましたら個人名は伏せたところでホームページにて公表いたします。また、これを基にこれからもずっと地元の皆さん、JA等とも年に一度は話し合いの場を設けながら見直しを続けていくものです。

以上で案の説明を終わります。

議長            ありがとうございます。それでは皆さんから質問はございませんか。  
委員の皆さんにはしっかりと理解していただきたいと思いますので、小さいことでも構いませんので質問がありましたらどうぞお願いします。

議長            私からいいですか。そもそもポイントとは何ですか。

担当職員       はい。国の補助金を申し込む際には、20項目から30項目のチェック項目がございます。例えば、農用地であるかとか、5年後に10パーセントの生産向上が見込めますかといったものがございます。そうして該当するものに丸印をつけ点数化していきますが、その一つとしてこの地域計画のある土地であるかどうかは予定されているものです。そして、この点数の高い順に国の予算に応じ採られていくものが多い状況です。

議長            国の補助金とかをお願いするときに点数が高いと実現しやすくなるということ  
で。

担当職員       国の補助金だけでは、そういうことになります。採択の補佐的ツールとなっております。

議長            他に皆さんからございませんか。

9番委員       担う者の名前記載がありますけど他市町村の認定農業者の名前は入っていない  
のでしょうか。それとも今後入る予定なののでしょうか。

議長 どうですか。

担当職員 はい。考え的には、貸し借りが発生する度に追加していくと考えております。

9番委員 ○○市でも認定農業者の取り扱いは同じなのでしょうか。

担当職員 この辺りは、市町村の考え方によります。全部を位置付けているところもあれば、位置付けていないところもあります。

9番委員 集積率向上に寄与する話なので、なるだけ挙げた方がよいのではないかと思います。

担当委員 おっしゃる通りだと思いますので、次年度の更新に向けてピックアップしてまいります。

議長 他にございませんでしょうか。  
無いようですので、採決に入ります。  
案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
全員賛成で案どおりで意見なしに決定とします。  
次に

## 議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 休憩前に審議を持ち越した25番についてですが、農林水産課職員の説明をお願いしたいと思います。

事務局 はい。資料2の事業計画書中3ページの生産量や農業所得額に対する説明と理解しておりますので担当職員から説明を受けたいと思います。

担当職員 はい。新規就農予定の方で、現在、○○市の○○にて研修を受けておられます。1年目、4年目の所得が落ちている部分に疑問を持たれているのかと思いますので説明させていただきます。

1年目についてですが、この計画書は年で記載することとなっているため11月と12月の2カ月のみの収量ということになっております。そして、1月から5月までの収量は、2年目に入っております。

このため、1年目は2カ月の収量に対して投資があるためマイナスとなっているものです。

また、4年目に落ち込むのは、青年等就農給付金が無くなるためでございます。

5年目の所得が300万円を超えることが認定の基準でもありますので、数字的には問題ないものとなっております。全て新設で始められる方も多いですが、〇〇さんは自分で取り寄せられ組み立てて抑えられておりますが、それでもこれだけの費用が掛かるというのが新規就農の現状です。

議長 他にございませんか。  
6番委員 よろしいですか。

6番委員 説明を聞いて1年目が2カ月だけということならば2トン位ですかね。

担当委員 農業経費については、県普及センターの職員と一緒に過去3年間の新規就農の数値を使用していますので、この数字が平均的な数字だと思っております。

6番委員 これだけの金額が掛かるけどやろうと踏み込んで来られる方ですから、人生が掛かっておりますので横やりを入れるということではなく、心配をするところです。また、途中で辞めたりすると青年等就農給付金は返さなくてはいけませんからね。

議長 他に質問が無いようなので審議を終わりたいと思います。  
25番案件を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
(全員賛成)  
全員賛成で25番案件は許可することに決定します。

議長 報告事項も終わっておりますので、これをもちまして第21回総会を終了いたします。

閉会

以上